

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第26条第1項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

- 2 この規程において、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。
- 3 報酬と前項の費用は、明確に区分する。

(報酬等の区分及び報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給する。
- (2) 常勤の理事については、報酬（基準報酬及び特別手当（業績評価による加算）として支給される報酬をいう。）を支給することができる。ただし、常勤の理事のうち本会の職員の身分を有する者については、この規定を適用しない。
- (3) 財務諸表等を監査しうる監事については、報酬を支給する。
- (4) 非常勤の役員等（第1号及び第3号に定める役員を除く）については、報酬を支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、次のように定める。

- (1) 会長の報酬については、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第3（その他の非常勤の職員）に掲げる報酬の額を参考として別表1に定める額とする。
- (2) 常勤の理事の報酬については、名古屋市外郭団体の役職員の報酬等に関する取扱方針第2に規定する年間上限金額を上限として、別表2に定める額とする。
- (3) 前条第3号に定める監事の報酬については、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第2（附属機関の委員等）に掲げる報酬の額を参考として別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法及び形態)

第5条 会長、常勤の理事に対する報酬の支給方法及び形態については、本会職員の給与（常勤の理事の特別手当（業績評価による加算）は期末手当及び勤勉手当）の例による。

- 2 第3条第3号に定める監事に対する報酬の支給方法については、支給事由が生じたつど、遅滞なく、本人の指定する金融機関口座への振り込みによって行うものとする。
- 3 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 非常勤の役員等（第3条第1号及び第3号に定める役員並びに名古屋市の職員の身分を有する役員等を除く）には職務の遂行にあたり、別表4のとおり費用を弁償することができる。

- 2 前項に定める費用については、会議等出席のつど、現金で支給するものとする。ただし、複数の職務を行った場合であっても、当該職務が同一日であり且つ特段な場所の移動を伴わない場合は、重複して支給しない。
- 3 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができるものとし、その支給する額は本会職員の給与の例により算定し、第4条第2号に定める基本報酬とともに支給する。
- 4 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。
- 5 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の算定)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事の就任、退任、または解任された場合の報酬額の算定、端数の処理等については、本会職員の給与の例により算定する。
- 3 前項の規定に関わらず、常勤の理事が任期満了により退任する場合は、前日までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

(委任)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 施行期日現に常勤の常務理事及び理事（なごやかヘルプ事業担当）である者で現に支給されている基準報酬月額等が、改正後の第2条の規定による額を超えている者については、その超えることとなる間、基準報酬月額等はすえおくものとする。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日現在、常勤の常務理事、理事（なごやかヘルプ事業担当）及び理事（介護保

険担当) である者の退職手当については、平成12年3月31日現在の社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき、平成12年3月31日までの在任期間により算定した金額を退職時に支給する。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月26日から施行する。

2 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程実施細則（平成24年1月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
会 長	月額 103,600円

別表 2

役職名	基準報酬の額	特別手当の額
副会長兼常務理事	月額 558,300円	年間 268,000円以内
在宅福祉担当理事	月額 500,000円	年間 240,000円以内

別表 3

役職名	報酬の額
財務諸表等を監査しうる監事	日額 12,600円

別表 4

役職名	費用弁償の額
非常勤の役員等（第3条第1号及び第3号に定める役員並びに名古屋市の職員の身分を有する役員等を除く）	3,000円